

## 国交省の法解釈に裁判長のきびしい指摘

12月9日、「ストップ・リニア！訴訟」の第2回目の口頭弁論がありました。この裁判はリニアの工事計画について国土交通省がJR東海に与えた認可を取り消せというものです。提訴したのは「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」です。飯田下伊那の住民も参加しています。この日の法廷で、神奈川県相模原市鳥屋地区に予定されているリニアの車両基地の予定地内に土地を所有する原告の栗原晟(あきら)さんが意見陳述を行いました。栗原さんは「認可前は情報を極力伏せておいて、認可後に説明するやり方はフェアでない。」と主張。原告代理人の和泉貴土弁護士は「工事車両による生活・自然環境の破壊、住宅や畑、墓を失つたり、立ち退くことになり、地域社会は崩壊してしまう」と述べ、車両基地がもたらす深大な被害を指摘しました。

われわれの主張は、1. 全国新幹線鉄道整備法は全国的な幹線鉄道網を形成し全国の中核都市を有機的、効率的に連結すべきものとしていっているのに、走行方式の異なるリニアは鉄道網の一員とはなれない。また三大都市を結ぶだけである。2. 鉄道事業法の事業の認可基準は、経営上適切であること、安全上適切であること、事業遂行上適切な計画を有するものと規定しているのに、JR東海自身がリニアの採算性がないと認め、地質の複雑な南アルプスに大きな土被りのトンネルを掘り、処理場所の見込みのない膨大なトンネル残土を排出し、しかも2027年という短期間の完成を目指すリニア計画は鉄道事業法から適切とはいえません。

これに対して国土交通省側は、認可は全国新幹線鉄道整備法に基づいて行われたもので、全国新幹線鉄道整備法には鉄道事業法を参考にせよとはいっていないので、われわれの主張は当を得ていないとしました。

今回の法廷で吉田裁判長は、国交省は認可にあたり全国新幹線鉄道整備法のみを適用しているが、原告は鉄道事業であるから鉄道事業法も適用すべきだと言っている。鉄道事業法で示されるような安全性や採算性にかんするような実質的な事柄を、全国新幹線鉄道整備法にはその規定がないからと言って、リニアでは満たす必要はないというのかと、国交省に質しました。

これは国土交通省にとって痛い指摘だったといえます。

次の公判は2月24日です。岐阜県東濃では、トンネル工事でウランを含む残土が発生する心配があります。JR東海はウラン鉱床を避けると説明しますが、ボーリング11本、あとは文献調査で判断しており、岐阜県民の懸念のひとつです。公判では岐阜県土岐市の住民の方が意見陳述をします。

決まったことだから、もう仕方ないということはありません。

## リニアを巡る最近の動きから ～ 遅れている計画

◎ 1月上旬。大鹿から残土を搬出するための県道改良の一環の2つのトンネルの掘削が始まりました。

◎ 1月15日 大鹿村の村長選挙は、現職の柳島氏と新人の酒井和美氏との争いとなり、現職がダルスコアで当選しました。酒井氏はリニア工事は既定のことであり行政の継続性からこれを止めることはできないと主張。リニアに関しては両候補の主張は大差ないものとなりました。リニア計画そのものに反対と明確に打ち出すべきだったという声も一部にはあったようです。

◎ 大鹿村の小渋川の橋梁予定地付近で行われていたボーリング地質調査は12月中頃終了の予定でしたが、2月中頃までに延長されました。11月に起工式のあった上蔵の斜坑口の工事ヤードは整備中です。まだ掘削ははじまっていません。

◎ 1月30日 豊丘村の本山に予定されている残土置き場の説明会で設計図が公表されました。坂島斜坑口と戸中斜坑口からのトンネル残土を置く計画です。JR東海は、地元の要望が残土運搬車が里に出るのを防ぐためであり、跡地利用の予定はなく、**山林を山林に戻すということであれば、工事の終了後も管理するのが望ましい**と考えたといっています。あくまで**管理の責任を負う**というものです。盛土した土地の保水力が回復するまでの20~30年は管理するとのこと。ただし、**災害が起きた場合の賠償責任という点に言及はありません**でした。JR東海の方針を一步前進と評価する声もありますが、土石流災害が起きないことが肝心です。残土を谷に盛土すれば、これは本来の自然の営みに逆らうことですから、災害の危険は避けられません。現在も土砂災害対策が行われている場所です。リニアで特段の利益がないなら、豊丘村の場合、リニアの工事そのものをやめてほしいと要望する選択肢もあるはず。いずれにしても、ここを含め、今のところ確定した残土置き場はありません。

◎ 昨年夏、リニア駅がはずれた高森町は、リニアのガイドウェイの組立ヤード候補地として町内の2か所を長野県に申請しました。山吹地区の一か所はもともと工場用地と考えられていた場所ですが、もう一つの下市田河原は優良農地です。ここはもともと水田地帯で、惣兵衛堤防ができるまでは度々の天竜の氾濫で被害を受けていました。惣兵衛堤防は三六災害で流出するまでの200年間、100ヘクタールの美田を守ってきました。現在の堤防は50mほど引堤されましたが、堤防で水田を守ってきた歴史が目当たりでできる素晴らしい景観です。また、ウォーキング、野鳥観察、マレットゴルフなど、周辺住民にとっては格好の憩いの場でもあります。◆ 中間駅の出来る飯沼北条地区の国道153号線を越えた座光寺地区には昔ながらの農村の景観が残されて「農村原風景継承地域」ともいうべき地域です。◆ これら、自然環境をうまく利用して生業(なりわい)を維持してきた地域全体を文化的景観(文化庁)と呼ぶそうです。普通にみえてもそれは「ただならぬ普通」で価値があるのだそうです。リニアが創る新たな景観よりは価値があると思います。

# 環境の保全を内部化しない技術に未来はない

## ～リニア新幹線の不都合な真実の数々～

- ・リニア駅の利用者が1日6800人 ⇒ 現状の高速バス利用者は1日約1370人
- ・JR東海は中間駅の利用者は少ないと考えている(当初、中間駅は地元負担)
- ・大鹿、南木曾で、JR東海は地元へのメリットは思い浮かばないと説明
- ・『リニアが日本を改造する本当の理由』の著者、リニア推進者である市川宏雄氏は豊丘村での講演でリニアは飯田ではモノづくりには関係ない、期待できるとすれば観光くらいとっています。
- ・約950万立米のトンネル残土の最終処分地はほとんど決まっていない ⇒ トンネルは実質上掘削できない ⇒ リニアは出来ない
- ・谷に残土を置くのは不自然な行為 ⇒ 土石流災害の危険を地元が抱える(災害被害の責任は地権者に)
- ・トンネル残土の処分地のあてがないのに認可をした国交省の無責任
- ・7割以上が反対のパブリックコメントを無視した審議会。
- ・超伝導は魔法のじゅうたんではない ⇒ 時速300kmで1人を1km運ぶ電力は新幹線28Whに対してリニア54Wh。新幹線の重量を支える車輪の抵抗は38kN。リニアを浮かべるために生じる抵抗は68kN。買い物かごとショッピングカートとどちらが楽か考えれば誰でも納得できるはず。子供向け科学教室などの超電導コースターの実験は「超伝導だからリニアは省エネ」の誤解を生みます。
- ・ネットワーク性がない磁気浮上方式 ⇒ ドイツはリニアの国内敷設を中止
- ・最高速度300km/h運転をしているヨーロッパ。経済性・安全性から次世代の高速列車の最高速度は250km/h以下。リニアは時代遅れ。
- ・超音速が売りだったコンコルドの事業は結局失敗。リニアも同様の運命。
- ・1日の輸送能力は新幹線約18万人。リニアは85000人と約半分。
- ・電気設備関係の建設費用。新幹線は1kmあたり6~7億円。リニアは62億円と約10倍。地上一次方式の根本的欠陥。リニアは経済性を無視したシステム。
- ・超電導磁石に必須のヘリウムの供給の将来は? 「おもしろ科学工房」はリニアは高温超電導物質を使用すると子供に説明しているが、これはウソ!
- ・東京への時間短縮に固執しているのは誰か? ⇒ 市町村長、政治家、お役人。
- ・運賃。「品川」約7000円、「名古屋」約5000円。高速バス、4200円と2420円。
- ・自社にとって、リニアは関係ない/マイナスが約75%(法人会アンケート)。
- ・日本でいや世界でも一番変動の激しい赤石山地をくりぬく無謀なリニアトンネル。
- ・落石・がけ崩れの心配のある渓谷を橋梁で渡るリニア(小渋川の橋梁)。
- ・小河内沢川の減水は52%、冬季は80%を予測。水脈を乱すトンネル。
- ・長年にわたり培ってきた地域社会を破壊(座光寺共和、上郷北条など)
- ・工事車両による生活環境や産業の破壊(大鹿村、阿智村)
- ・環境大臣意見:「環境の保全を内部化しない技術に未来はない」
- ・リニアは「絶対ペイしない」=2013年、JR東海の山田佳臣社長(現会長)
- ・今も残骸が残る中津川線と同じ運命? それでもリニア推進ですか?
- ・牧野飯田市長の経済の専門家としてのリニア事業自体に対する「みたて」は? 説明責任があるとは思いませんか?

## 「ストップ・リニア！訴訟」のサポーターになってください

「リニア沿線住民ネットワーク」はリニア新幹線の工事認可の取り消しを求める「ストップ・リニア！訴訟」を2016年5月20日に東京地方裁判所に提訴しました。この裁判は国土交通省の下した工事認可処分の取り消しを求める行政訴訟です。9月23日の第一回公判がありこれからはおよそ2か月に1度のわりあいでの裁判が行われる予定です。今後も裁判を維持するためにさらに多くの皆様のご支援が必要と考えております。サポーター会員としてこの裁判にご参加いただけることを切にお願い申し上げます。カンパ(金額は自由です)も歓迎します。

※ 2016年9月までのサポーター登録の方には別途お知らせしました。

### 記

**サポーター会費** 初年度 1口2000円、次年度以降 1口1000円

- ※ 振替用紙の通信欄に「サポーター新規」または「カンパ」とご記入ください。
- ※ 次年度以降、口数の変更は可能です。
- ※ サポーターには訴訟ニュースをお送りします。
- ※ 訴訟ニュース、集会案内などの情報のメール配信ができます。ご希望の方は振替用紙にご記入いただくか、次のメールアドレスまでご連絡ください。  
mail@nolineariida.sakura.ne.jp  
(飯田リニアを考える会)
- ※ 振替用紙の控えを領収書替わりとさせていただきます。

ゆうちょ銀行口座番号： 00550-1-102464  
口座名義： 信州ストップリニアネット

2016年12月

リニア沿線住民ネットワーク  
<http://linearstop.wixsite.com/mysite>  
飯田リニアを考える会  
<http://www.nolineariida.sakura.ne.jp/index.html>  
NO!リニア連絡会  
<http://tobigas.wixsite.com/nolinear>

---

お問い合わせは：飯田リニアを考える会・事務局(春日)  
〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2974-3 電 0265-35-2191  
[mail@nolineariida.sakura.ne.jp](mailto:mail@nolineariida.sakura.ne.jp)